

令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度（5 年計画）



池田町男女共同参画プラン

笑顔輝く池田町 一人ひとりがいきいきと暮らすために

池田町では男女共同参画推進のため平成 14 年に「男女共同参画プラン」の作成、平成 17 年には「条例制定」、平成 24 年には「行動プランの作成」とさまざまな活動をしてきました。

令和元年度～5 年度のプランでは「地域における男女共同参画の推進と女性の活躍支援（政策・方針決定過程への女性の参画の拡大）」に重点をおき、地域でも家庭でも職場でも誰もがいきいきと生活できる池田町を目指して、啓発のための講座開催などさまざまな施策を推進してきました。町民の皆様のご協力により男女共同参画意識は浸透してきましたが、今後も更なる進展のため努力が必要です。

新プランでは女性活躍推進法に基づく推進計画に位置づけ、町民アンケートの結果に基づき、更なる女性の活躍を推進できるよう、行政の実施計画として策定しました。

基本理念（笑顔輝く池田町男女共同参画まちづくり条例第 3 条）

- （1）全ての町民が、男女の人権を尊重し、一人ひとりが持っている個性と能力を発揮できる社会にする
- （2）性別で差別するようないきいきや習慣をあらためる
- （3）子どもの時から、男女が尊重し合い協力し合う心を育てる
- （4）政策や方針等の立案、決定の場に男女が対等に参画できる社会をつくる
- （5）家庭と仕事が両立できるよう男女が協力する
- （6）男女はお互いのからだの違いを理解し合い、生涯にわたる性、並びに妊娠・出産などを含む生殖に関しては、それぞれの意思を尊重し、共に健康な生活がおくられるようにする
- （7）男女共同参画社会づくりは、世界中の男女平等の実現と女性の人権や地位向上であることを深く認識し、町も町民も積極的に取り組む

基本目標

- I 男女共同参画に向けた意識の確立を図る
- II 多様な生き方を選択できる社会の実現を図る
- III 一人ひとりが安心して生活できる環境形成を図る
- IV あらゆる分野への男女の対等な参画の推進を図る



重点目標

地域における男女共同参画の推進と女性の活躍支援

（政策・方針決定過程への女性の参画の拡大）

この目標達成には行政・地域のみならず家庭や職場での理解・協力も必要になってきます。まずはできることから取り組みましょう。

実施計画

赤枠：アンケートで必要とされた上位5施策 青枠：重点目標 いずれも重点施策

基本 目標 場面	I 男女共同参画に 向けた意識の確立を 図る	II 多様な生き方を 選択できる社会の実 現を図る 【性別による社会的 役割観念の見直し】	III 一人ひとりが安 心して生活できる環 境形成を図る 【男女共に安心して暮 らせる社会の整備】	IV あらゆる分野へ の男女の対等な参画 の推進を図る
地域	分館での意識啓発・ 講座		セクシャルハラスメント、 パワーハラスメント※ ³ 、 マタニティーハラスメント※ ⁴ 対策	町政や審議会、自治 会などへの女性の 参画の拡大
働く場	広報誌やパンフレット等を活用した周知・啓発	男女が気軽に本音を語れる場所作り	ワーク・ライフ・バランス※ ¹ の実現 (企業の現状調査、講演会)	女性エンパワーメント※ ⁶ の向上 (技能・就業・起業講座等)
家庭	LGBT※ ⁷ の理解・学習機会の提供	男女共同参画について自ら発案する機会の提示	ファザーリング※ ² の提案 (講座等)	
学校 教育		子どもを対象とした教育	DV※ ⁵ に対する理 解と対策の推進	
夫婦同伴での学習				
【全ての場面・目標に関して】 男女共同参画関連の問題解決に向けた相談体制の確立				

達成目標

項目	現状値	目標値
審議会等の女性委員の割合	23.0%	40%
町職員の管理・監督職（係長以上）の女性の割合	27.0%	30%
性別により役割を固定する考え方には反対の人の割合	57.6%	70%
社会全体が男女平等と感じる人の割合	19.1%	40%

※¹ワーク・ライフ・バランス…誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自分の希望するバランスで実現できる状態

※²ファザーリング…父親であることを楽しむ生き方

※³パワーハラスメント…職務上の優位性を利用して、不当に精神的・身体的苦痛を与える行為

※⁴マタニティーハラスメント…職場において妊娠や出産者に対して、不当に精神的・肉体的苦痛を与える行為

※⁵DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

※⁶女性エンパワーメント…女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと

※⁷LGBT…レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ

令和 6 年 4 月 池田町男女共同参画まちづくり推進協議会

池田町教育委員会 生涯学習係（池田町交流センター） 電話 0261-62-2058 FAX 0261-62-6616